

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年8月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第48号

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則
(理容師法施行細則の一部改正)

第1条 理容師法施行細則(昭和33年香川県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																															
<p>第1号様式(第2条関係)</p> <p>(表)</p> <p>略</p> <p>(裏)</p> <p>構造設備の概要</p> <table border="1"> <tr><td>理容を行う場所の床面積</td><td>㎡</td></tr> <tr><td>理容用椅子の数</td><td>台</td></tr> <tr><td>床の材質</td><td>コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他()</td></tr> <tr><td>腰板の材質</td><td>コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他()</td></tr> <tr><td>他の施設との区画</td><td>有・無</td></tr> <tr><td>換気設備</td><td>自然換気・機械換気</td></tr> <tr><td>窓面積</td><td>㎡</td></tr> <tr><td>採光及び照明設備</td><td>蛍光灯 W 個 白熱灯 W 個</td></tr> <tr><td>洗場の流水装置</td><td>有・無</td></tr> <tr><td>洗髪のための流水式の設備</td><td>有・無</td></tr> <tr><td>蓋付きの汚物箱の数</td><td>個</td></tr> <tr><td>蓋付きの毛髪箱の数</td><td>個</td></tr> <tr><td>消毒器等の種類及び数</td><td>紫外線消毒器 台 煮沸消毒器 台 蒸気消毒器 台 薬品消毒 ・消毒用容器 個 ・使用薬品 []</td></tr> <tr><td>未消毒器具用容器の数</td><td>個</td></tr> <tr><td>消毒器具用容器の数</td><td>個</td></tr> </table>		理容を行う場所の床面積	㎡	理容用椅子の数	台	床の材質	コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他()	腰板の材質	コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他()	他の施設との区画	有・無	換気設備	自然換気・機械換気	窓面積	㎡	採光及び照明設備	蛍光灯 W 個 白熱灯 W 個	洗場の流水装置	有・無	洗髪のための流水式の設備	有・無	蓋付きの汚物箱の数	個	蓋付きの毛髪箱の数	個	消毒器等の種類及び数	紫外線消毒器 台 煮沸消毒器 台 蒸気消毒器 台 薬品消毒 ・消毒用容器 個 ・使用薬品 []	未消毒器具用容器の数	個	消毒器具用容器の数	個	<p>備考 次の書類を添付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 理容所の構造設備の概要を示す図面 2 理容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書 3 管理理容師につき、理容師法第11条の4第2項の規定に該当する者であることを証する書類 4 外国人が届出をする場合は、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。) 	
理容を行う場所の床面積	㎡																																
理容用椅子の数	台																																
床の材質	コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他()																																
腰板の材質	コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他()																																
他の施設との区画	有・無																																
換気設備	自然換気・機械換気																																
窓面積	㎡																																
採光及び照明設備	蛍光灯 W 個 白熱灯 W 個																																
洗場の流水装置	有・無																																
洗髪のための流水式の設備	有・無																																
蓋付きの汚物箱の数	個																																
蓋付きの毛髪箱の数	個																																
消毒器等の種類及び数	紫外線消毒器 台 煮沸消毒器 台 蒸気消毒器 台 薬品消毒 ・消毒用容器 個 ・使用薬品 []																																
未消毒器具用容器の数	個																																
消毒器具用容器の数	個																																
<p>第1号様式(第2条関係)</p> <p>(表)</p> <p>略</p> <p>(裏)</p> <p>構造設備の概要</p> <table border="1"> <tr><td>理容を行う場所の床面積</td><td>㎡</td></tr> <tr><td>理容用椅子の数</td><td>台</td></tr> <tr><td>床の材質</td><td>コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他()</td></tr> <tr><td>腰板の材質</td><td>コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他()</td></tr> <tr><td>他の施設との区画</td><td>有・無</td></tr> <tr><td>換気設備</td><td>自然換気・機械換気</td></tr> <tr><td>窓面積</td><td>㎡</td></tr> <tr><td>採光及び照明設備</td><td>蛍光灯 W 個 白熱灯 W 個</td></tr> <tr><td>洗場の流水装置</td><td>有・無</td></tr> <tr><td>蓋付きの汚物箱の数</td><td>個</td></tr> <tr><td>蓋付きの毛髪箱の数</td><td>個</td></tr> <tr><td>消毒器等の種類及び数</td><td>紫外線消毒器 台 煮沸消毒器 台 蒸気消毒器 台 薬品消毒 ・消毒用容器 個 ・使用薬品 []</td></tr> <tr><td>未消毒器具用容器の数</td><td>個</td></tr> <tr><td>消毒器具用容器の数</td><td>個</td></tr> </table>		理容を行う場所の床面積	㎡	理容用椅子の数	台	床の材質	コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他()	腰板の材質	コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他()	他の施設との区画	有・無	換気設備	自然換気・機械換気	窓面積	㎡	採光及び照明設備	蛍光灯 W 個 白熱灯 W 個	洗場の流水装置	有・無	蓋付きの汚物箱の数	個	蓋付きの毛髪箱の数	個	消毒器等の種類及び数	紫外線消毒器 台 煮沸消毒器 台 蒸気消毒器 台 薬品消毒 ・消毒用容器 個 ・使用薬品 []	未消毒器具用容器の数	個	消毒器具用容器の数	個	<p>備考 次の書類を添付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 理容所の構造設備の概要を示す図面 2 理容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書 3 管理理容師につき、理容師法第11条の4第2項の規定に該当する者であることを証する書類 4 外国人が届出をする場合は、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。) 			
理容を行う場所の床面積	㎡																																
理容用椅子の数	台																																
床の材質	コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他()																																
腰板の材質	コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他()																																
他の施設との区画	有・無																																
換気設備	自然換気・機械換気																																
窓面積	㎡																																
採光及び照明設備	蛍光灯 W 個 白熱灯 W 個																																
洗場の流水装置	有・無																																
蓋付きの汚物箱の数	個																																
蓋付きの毛髪箱の数	個																																
消毒器等の種類及び数	紫外線消毒器 台 煮沸消毒器 台 蒸気消毒器 台 薬品消毒 ・消毒用容器 個 ・使用薬品 []																																
未消毒器具用容器の数	個																																
消毒器具用容器の数	個																																

(美容師法施行細則の一部改正)

第2条 美容師法施行細則(昭和33年香川県規則第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

第1号様式（第2条関係）

第1号様式（第2条関係）

(表)

略

(表)

略

(裏)

(裏)

構造設備の概要

美容を行う場所の床面積		m ²
美容用椅子の数		台
床の材質	コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他()	
腰板の材質	コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他()	
他の施設との区画	有・無	
換気設備	自然換気・機械換気	
採光及び照明設備	窓面積	m ²
	蛍光灯	W 個
	白熱灯	W 個
洗場の流水装置	有・無	
洗髪のための流水式の設備	有・無	
蓋付きの汚物箱の数		個
蓋付きの毛髪箱の数		個
消毒設備の概要	紫外線消毒器	台
	煮沸消毒器	台
	蒸気消毒器	台
	薬品消毒	
	・消毒用容器 ・使用薬品 []	個
未消毒器具用容器の数		個
消毒済器具用容器の数		個

備考 次の書類を添付すること。

- 1 美容所の構造設備の概要を示す図面
- 2 美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書
- 3 管理美容師につき、美容師法第12条の3第2項の規定に該当する者であることを証する書類
- 4 外国人が届出をする場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

構造設備の概要

美容を行う場所の床面積		m ²
美容用椅子の数		台
床の材質	コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他()	
腰板の材質	コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他()	
他の施設との区画	有・無	
換気設備	自然換気・機械換気	
採光及び照明設備	窓面積	m ²
	蛍光灯	W 個
	白熱灯	W 個
洗場の流水装置	有・無	
蓋付きの汚物箱の数		個
蓋付きの毛髪箱の数		個
消毒設備の概要	紫外線消毒器	台
	煮沸消毒器	台
	蒸気消毒器	台
	薬品消毒	
	・消毒用容器 ・使用薬品 []	個
未消毒器具用容器の数		個
消毒済器具用容器の数		個

備考 次の書類を添付すること。

- 1 美容所の構造設備の概要を示す図面
- 2 美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書
- 3 管理美容師につき、美容師法第12条の3第2項の規定に該当する者であることを証する書類
- 4 外国人が届出をする場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

附 則

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。